

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

豊橋市ではお子さまの市立小・中学校への就学にあたり、制度の認定基準にあてはまる方を対象に給食・学用品費など費用の一部を援助しています。

1 制度を利用する方

以下の児童生徒の保護者のうち、市が定める基準に該当する方（詳細は裏面）

- ・ 豊橋市立の小中学校に在籍・在籍予定の児童生徒
- ・ 豊橋市に住民票があり、国立小中学校もしくは愛知県立中学校に在籍・在籍予定の児童生徒
※ 生活保護を受給されている方は、この手続きは必要ありません

2 申請期間

(1) 日 時 : 令和8年3月2日(月)～3月8日(日)【午前9時00分～午後5時】

※ 3月7日(土)・8日(日)は、午前9時から正午まで

(2) 場 所 : 豊橋市役所 講堂（豊橋市役所東館13階）

※ 上記期間以降の申請は、豊橋市役所学校教育課（豊橋市役所東館11階）で受け付けます

※ 5月1日以降の申請は、援助費が月割りになりますのでご注意ください

3 申請に必要なもの

- ・ 保護者名義の預貯金通帳

※ 令和8年度から援助費の振込先は保護者名義の口座のみになります

※ 場合によって、所得や世帯状況を明らかにする書類が必要です（詳細は裏面）

4 援助の内容（以下の内容は令和7年度のものです。今後変更する可能性があります。）

区分	学年	支給時期	備考
学用品費等	全学年	7月・10月・1月・2月の各月末	学年ごとに定額を支給（※1）
入学準備金（中学校）	小6	2月末	R9年1月31日時点で認定を受けている者のうち、豊橋市立中学校（国立、県立も含む）に就学予定の者に定額を支給
新入学学用品費	小1・中1 (※2)	5月末	4月認定者のみに定額を支給
修学旅行費	小6・中3	7月までの実施分：8月末 10月までの実施分：11月末 11月以降の実施分：実施後	修学旅行実施時点の認定者に実費相当額を支給（※3）
医療費（※4）	全学年（※5）	9月・1月・3月・4月の各月末	申請により医療券を交付
学校給食	全学年	—	児童生徒へ給食を提供 (費用は市が負担)
学校生活管理指導費（※6）	全学年	7月・10月・1月・4月の各月末	申請により限度額まで実費を支給

※1：年度途中で認定（廃止）された場合は月割で支給します。

※2：令和7年度に入学準備金（小学校・中学校）を受給された方は、新入学学用品費を受給することはできません。

※3：修学旅行に係る費用を全額援助するものではありません。

※4：医療費の対象疾病…う歯（虫歯）、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎など。

※5：小学生、中学生ともに医療費助成制度が優先されます。

※6：「学校生活管理指導表」の記載に伴う文書料の自己負担額を助成します。

5 搾取を受けられる方 (次のいずれかに該当する方)

項目	事情を明らかにする書類												
令和7年4月1日以降に生活保護が停止または廃止された方	保護停止・廃止決定通知書												
所得（保護者及び同一世帯員の所得合計額）が基準以下の方	<p>書類は必要ありません。 <u>ただし、次に該当する場合は、世帯全員の所得証明書が必要です。</u> 【令和8年3月2日から6月1日までの申請】 令和7年1月1日現在で豊橋市に 住民票がない方→令和7年度所得証明書 【令和8年6月2日以降の申請】 令和8年1月1日現在で豊橋市に 住民票がない方→令和8年度所得証明書</p>												
<p>(1) 援助を受けることができる基準は、<u>所得（住民票に記載の世帯全員の所得合計額）</u>が下記の金額以下です。ただし、別居の父母（単身赴任等）は計算対象になります。</p> <p>(2) 令和8年4月～6月認定（6月1日までの申請）は、<u>令和6年所得</u>を、令和8年7月認定（6月2日以降の申請）以降は、<u>令和7年所得</u>を適用します。</p> <p>(3) 毎月、認定資格の確認をしますので、認定後であっても所得の状況（適用年の所得等）によって年度途中で取り消しとなる場合もあります。</p> <p>(4) やむを得ない事情による失業等、その他経済的にお困りの方は、別途ご相談ください。</p> <p>【所得基準額】→源泉徴収票における給与控除後の金額など</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家族人数</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得額</td> <td>2,254,000円</td> <td>2,773,000円</td> <td>3,334,000円</td> <td>3,741,000円</td> <td>4,278,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※7人以上は、6人家族の所得額に1人増すごとに47万円を加算した金額です。</p> <p>☆所得の計算方法については国税庁HPをご参考ください https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm</p>		家族人数	2人	3人	4人	5人	6人	所得額	2,254,000円	2,773,000円	3,334,000円	3,741,000円	4,278,000円
家族人数	2人	3人	4人	5人	6人								
所得額	2,254,000円	2,773,000円	3,334,000円	3,741,000円	4,278,000円								

【問い合わせ先】

- 就学援助全般に関する事項 学校教育課（☎0532-51-2825）
- 学校給食、医療費、学校生活管理指導費に関する事項 保健給食課（☎0532-51-2835）

-----切り取り-----

就学援助の申請を希望される方は、該当の番号へ○を付け必要事項を記入のうえ、受付へ提出してください。

1. 現在、就学援助を受給している

- ・新学年：____年 学校名：_____小・中学校 氏名：_____ フリガナ
- ・新学年：____年 学校名：_____小・中学校 氏名：_____ フリガナ
- ・新学年：____年 学校名：_____小・中学校 氏名：_____ フリガナ

※ 現在、就学援助を受給していない**新小学1年生**についても記入してください。

2. 現在、就学援助は受給していません

受給を希望する小中学生は、何人ですか？ _____人